

○固定資産評価基準 平成30年度基準【部分掲載】(No.49 平成29年06月16日告示第197号一部改正)

昭和38年12月25日	自治省告示第158号・新規制定	(現No.01)	平成14年07月09日	総務省告示第409号・一部改正	(現No.27)
昭和39年01月25日	自治省告示第3号・一部改正	(現No.02)	平成14年12月06日	総務省告示第656号・一部改正	(現No.28)
昭和39年12月28日	自治省告示第158号・一部改正	(現No.03)	平成16年01月27日	総務省告示第105号・一部改正	(現No.29)
昭和40年12月28日	自治省告示第174号・一部改正	(現No.一)	平成17年01月04日	総務省告示第1号・一部改正	(現No.30)
昭和41年10月21日	自治省告示第142号・一部改正	(現No.04)	平成17年03月07日	総務省告示第239号・一部改正	(現No.31)
昭和42年12月25日	自治省告示第180号・一部改正	(現No.05)	平成17年03月16日	総務省告示第295号・一部改正	(現No.32)
昭和44年12月27日	自治省告示第201号・一部改正	(現No.06)	平成17年08月11日	総務省告示第886号・一部改正	(現No.33)
昭和46年12月28日	自治省告示第236号・一部改正	(現No.07)	平成17年11月18日	総務省告示第1289号・一部改正	(現No.34)
昭和47年12月28日	自治省告示第304号・一部改正	(現No.08)	平成17年12月16日	総務省告示第1345号・一部改正	(現No.35)
昭和48年07月23日	自治省告示第124号・一部改正	(現No.09)	平成18年12月27日	総務省告示第684号・一部改正	(現No.36)
昭和50年12月22日	自治省告示第252号・一部改正	(現No.10)	平成19年03月30日	総務省告示第195号・一部改正	(現No.37)
昭和53年11月08日	自治省告示第190号・一部改正	(現No.11)	平成19年10月02日	総務省告示第551号・一部改正	(現No.一)
昭和56年12月01日	自治省告示第218号・一部改正	(現No.12)	平成19年12月28日	総務省告示第719号・一部改正	(現No.38)
昭和57年12月28日	自治省告示第244号・一部改正	(現No.13)	平成20年08月11日	総務省告示第435号・一部改正	(現No.39)
昭和59年12月25日	自治省告示第214号・一部改正	(現No.14)	平成20年09月22日	総務省告示第535号・一部改正	(現No.一)
昭和62年12月23日	自治省告示第191号・一部改正	(現No.15)	平成20年12月16日	総務省告示第680号・一部改正	(現No.40)
平成02年12月25日	自治省告示第203号・一部改正	(現No.16)	平成21年04月01日	総務省告示第225号・一部改正	(現No.41)
平成05年11月22日	自治省告示第136号・一部改正	(現No.17)	平成21年12月25日	総務省告示第577号・一部改正	(現No.42)
平成08年09月03日	自治省告示第192号・一部改正	(現No.18)	平成22年12月24日	総務省告示第441号・一部改正	(現No.43)
平成08年10月24日	自治省告示第242号・一部改正	(現No.19)	平成23年06月27日	総務省告示第230号・一部改正	(現No.44)
平成08年12月24日	自治省告示第289号・一部改正	(現No.20)	平成23年11月28日	総務省告示第493号・一部改正	(現No.45)
平成10年03月16日	自治省告示第87号・一部改正	(現No.21)	平成26年06月26日	総務省告示第217号・一部改正	(現No.46)
平成11年05月18日	自治省告示第132号・一部改正	(現No.22)	平成26年11月28日	総務省告示第421号・一部改正	(現No.47)
平成11年09月14日	自治省告示第198号・一部改正	(現No.23)	平成28年04月01日	総務省告示第145号・一部改正	(現No.48)
平成12年01月28日	自治省告示第12号・一部改正	(現No.24)	平成29年06月16日	総務省告示第197号・一部改正	(現No.49)
平成12年09月01日	自治省告示第217号・一部改正	(現No.25)			
平成12年12月28日	自治省告示第306号・一部改正	(現No.26)			

目次

- 第1章 土地
  - 第1節 通則
  - 第2節 田及び畑
  - 第2節の2 市街化区域農地 (追加:昭46.12告示236号)
  - 第2節の3 勧告遊休農地 (追加:平28.04告示145号)
  - 第3節 宅地
  - 第4節 削除 (削除:平08.12告示289号)
  - 第5節 鉱泉水
  - 第6節 池沼
  - 第7節 山林
  - 第8節 牧場
  - 第9節 原野
  - 第10節 雑種地 (一部改正:昭42.12告示180号、一部改正:平08.12告示289号)
  - 第11節 その他 (追加:平08.12告示192号)
  - 第12節 経過措置 (追加:平08.09告示192号、繰下:平08.12告示192号)

- 第2章 家屋
  - 第1節 通則
  - 第2節 木造家屋
  - 第3節 非木造家屋
  - 第4節 経過措置
- 第3章 償却資産
  - 第1節 償却資産
  - 第2節 取替資産の評価の特例
  - 第3節 鉱業用坑道の評価の特例

第1章 土地 (略)

第2章 家屋  
第1節 通則 (略)

第2節 木造家屋

一 略

二 部分別による再建築費評点数の算出方法 (一部改正:平10.03告示87号)

部分別による再建築費評点数の算出方法によつて木造家屋の再建築費評点数を求める場合は、当該木造家屋の構造の区分に応じ、当該木造家屋について適用すべき木造家屋評点基準表によつて求めるものとする。

(後段削除:昭和47.12告示第304号、一部改正:平10.03告示87号)

木造家屋評点基準表によつて木造家屋の再建築費評点数を求める場合においては、各個の木造家屋の構造の区分に応じ、当該木造家屋について適用すべき木造家屋評点基準表によつて当該木造家屋の各部分別に標準評点数を求め、これに補正項目について定められている補正係数を乗じて得た数値に計算単位の数値を乗じて算出した部分別再建築費評点数を合計して求めるものとする。

木造家屋の再建築費評点数は、次の「木造家屋再建築費評点数の算出要領」によつて算出するものとする。

[木造家屋再建築費評点数の算出要領]

1 木造家屋評点基準表の適用

木造家屋評点基準表の適用に当たっては、次によつて、各個の木造家屋に適用すべき木造家屋評点基準表を定めるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

- (1) 各個の木造家屋の構造の相違に応じ、当該木造家屋について適用すべき木造家屋評点基準表を定める場合においては、その使用状況のいかんにかかわらず、当該木造家屋の本来の構造によりその適用すべき木造家屋評点基準表を定めるものとする。(後段削除:昭和47.12告示第304号)
- (2) 木造家屋の構造等からみて直ちに適用すべき木造家屋評点基準表を定めることが困難なものについては、当該木造家屋の構造等からみて最も類似している建物に係る木造家屋評点基準表を適用するものとする。(一部改正:平11.05告示132号)
- (3) 一棟(ひとむね)の建物で二以上の異なつた構造を有する部分のある木造家屋については、当該各部分について、それぞれに対応する木造家屋評点基準表を適用するものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

2 床面積の算定

各個の木造家屋の再建築費評点数を付設する場合の計算単位として用いる木造家屋の床面積は、各階ごとに壁その他区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として算定した床部分(階段室又はこれに準ずるものは、各階の床面積に算入するものとし、吹抜の部分は、上階の床部分に算入しないものとする。)の面積によるものとし、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。

3 木造家屋評点基準表の部分別区分

木造家屋評点基準表の部分別区分の内容は、次のとおりである。

(全改:平11.05告示132号、一部改正(建築設備、仮設工事追加):平14.07告示409号、一部改正(屋根、柱・壁体):平17.11告示1289号、全改(屋根、基礎、外壁、内壁、天井):平20.12告示680号、全改(基礎、柱・壁体、内壁、天井、床、建具):平23.11告示493号、造作削除、その他工事一部改正:平26.06告示217号、全改(建具):平26.11告示421号、一部改正(基礎、仮設工事):平29.06告示197号)

部分別	内 容														
(1) 屋 根	<p>屋根小屋組(やねこやくみ)、屋根葺仕上(やねぶきしあげ)及び屋根葺下地(やねぶきしたじ)をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 屋根小屋組(やねこやくみ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ア) 種 別</td> <td>内 容</td> </tr> <tr> <td>(ア) 種 別</td> <td>内 容</td> </tr> <tr> <td>(イ) 洋小屋組(ようこやくみ)</td> <td>敷桁(しきげた)、陸梁(ろくばり)、合掌(がっしょう)、真束(しんづか)、対束(ついでづか)、釣束(ついでづか)、方杖(ほうづえ)、火打梁(ひうちばり)、小屋筋遣(こやしじかい)、母屋(もや)、棟木(むねぎ)、谷木(たにぎ)、垂木(たるぎ)</td> </tr> <tr> <td>イ 屋根葺仕上(やねぶきしあげ)及び屋根葺下地(やねぶきしたじ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>裏板(うらいた)(野地板(のじいた)又は野地小舞(のじこまい))、土居葺(どいぶき)((柿板(けけらいた)、檜板(ひのきいた)、杉板(すぎいた)、防水紙)、瓦葺(かわらざん)、土留葺(どどめざん)、葺土(ふきつち)、屋根面葺仕上(やねめんぶきしあげ)材料(瓦(かわら)、金属板、スレート、セメント瓦(かわら)等)</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	ア 屋根小屋組(やねこやくみ)		(ア) 種 別	内 容	(ア) 種 別	内 容	(イ) 洋小屋組(ようこやくみ)	敷桁(しきげた)、陸梁(ろくばり)、合掌(がっしょう)、真束(しんづか)、対束(ついでづか)、釣束(ついでづか)、方杖(ほうづえ)、火打梁(ひうちばり)、小屋筋遣(こやしじかい)、母屋(もや)、棟木(むねぎ)、谷木(たにぎ)、垂木(たるぎ)	イ 屋根葺仕上(やねぶきしあげ)及び屋根葺下地(やねぶきしたじ)			裏板(うらいた)(野地板(のじいた)又は野地小舞(のじこまい))、土居葺(どいぶき)((柿板(けけらいた)、檜板(ひのきいた)、杉板(すぎいた)、防水紙)、瓦葺(かわらざん)、土留葺(どどめざん)、葺土(ふきつち)、屋根面葺仕上(やねめんぶきしあげ)材料(瓦(かわら)、金属板、スレート、セメント瓦(かわら)等)
種 別	内 容														
ア 屋根小屋組(やねこやくみ)															
(ア) 種 別	内 容														
(ア) 種 別	内 容														
(イ) 洋小屋組(ようこやくみ)	敷桁(しきげた)、陸梁(ろくばり)、合掌(がっしょう)、真束(しんづか)、対束(ついでづか)、釣束(ついでづか)、方杖(ほうづえ)、火打梁(ひうちばり)、小屋筋遣(こやしじかい)、母屋(もや)、棟木(むねぎ)、谷木(たにぎ)、垂木(たるぎ)														
イ 屋根葺仕上(やねぶきしあげ)及び屋根葺下地(やねぶきしたじ)															
	裏板(うらいた)(野地板(のじいた)又は野地小舞(のじこまい))、土居葺(どいぶき)((柿板(けけらいた)、檜板(ひのきいた)、杉板(すぎいた)、防水紙)、瓦葺(かわらざん)、土留葺(どどめざん)、葺土(ふきつち)、屋根面葺仕上(やねめんぶきしあげ)材料(瓦(かわら)、金属板、スレート、セメント瓦(かわら)等)														
(2) 基 礎	<p>建物を支える建物の基脚(ききやく)部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 準備工事</td> <td>水盛(みづかき)、遺方(やりかた)、根切(ねぎり)</td> </tr> <tr> <td>(イ) 地業工事(じぎょうこうじ)</td> <td>砂利地業(じやりじぎょう)、割栗地業(わりくりじぎょう)</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 基礎工事</td> <td>鉄筋コンクリート等で築造する基礎本体部分</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	(ア) 準備工事	水盛(みづかき)、遺方(やりかた)、根切(ねぎり)	(イ) 地業工事(じぎょうこうじ)	砂利地業(じやりじぎょう)、割栗地業(わりくりじぎょう)	(ウ) 基礎工事	鉄筋コンクリート等で築造する基礎本体部分						
種 別	内 容														
(ア) 準備工事	水盛(みづかき)、遺方(やりかた)、根切(ねぎり)														
(イ) 地業工事(じぎょうこうじ)	砂利地業(じやりじぎょう)、割栗地業(わりくりじぎょう)														
(ウ) 基礎工事	鉄筋コンクリート等で築造する基礎本体部分														
(3) 外 壁	<p>建物の外周壁(がいしゅうへき)の壁面仕上(へきめんしあげ)部分とその取付下地(とりつけしたじ)部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 真壁(しんかべ)構造</td> <td>貫(ぬき)の二分の一、小舞(こまい)の二分の一、壁仕上(かべしあげ)材料(粘土、砂、漆喰(しつくい)、その他各種板材(いたざい)等)</td> </tr> <tr> <td>(イ) 大壁(おおかべ)構造</td> <td>間柱(まばしら)の二分の一、胴縁(どうえん)、木摺(きずり)、防水下地、ラス、壁仕上(かべしあげ)材料(モルタル、漆喰(しつくい)、その他各種板材(いたざい)等)</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	(ア) 真壁(しんかべ)構造	貫(ぬき)の二分の一、小舞(こまい)の二分の一、壁仕上(かべしあげ)材料(粘土、砂、漆喰(しつくい)、その他各種板材(いたざい)等)	(イ) 大壁(おおかべ)構造	間柱(まばしら)の二分の一、胴縁(どうえん)、木摺(きずり)、防水下地、ラス、壁仕上(かべしあげ)材料(モルタル、漆喰(しつくい)、その他各種板材(いたざい)等)								
種 別	内 容														
(ア) 真壁(しんかべ)構造	貫(ぬき)の二分の一、小舞(こまい)の二分の一、壁仕上(かべしあげ)材料(粘土、砂、漆喰(しつくい)、その他各種板材(いたざい)等)														
(イ) 大壁(おおかべ)構造	間柱(まばしら)の二分の一、胴縁(どうえん)、木摺(きずり)、防水下地、ラス、壁仕上(かべしあげ)材料(モルタル、漆喰(しつくい)、その他各種板材(いたざい)等)														
(4) 柱・壁 体	<p>建物の壁体骨組(へきたいほねぐみ)を構成する部分のうち土台、柱及び木製(もくせい)パネル等の部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 土台</td> <td>側土台(がわどだい)、間仕切土台(まじきりどだい)、火打土台(ひうちどだい)</td> </tr> <tr> <td>(イ) 柱</td> <td>通柱(とおししら)、管柱(くだししら)</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 木製パネル</td> <td>横框(よこがまち)、縦框(たてがまち)、横中棧(よこなかざん)、縦中棧(たてなかざん)</td> </tr> <tr> <td>(エ) 枠組壁体(わくぐみへきたい)</td> <td>上枠(うわく)、堅枠(たてわく)、下枠(したわく)、合板(面材)</td> </tr> <tr> <td>(オ) その他</td> <td>筋遣(すじかい)、方杖(ほうづえ)、胴差(どうさし)</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	(ア) 土台	側土台(がわどだい)、間仕切土台(まじきりどだい)、火打土台(ひうちどだい)	(イ) 柱	通柱(とおししら)、管柱(くだししら)	(ウ) 木製パネル	横框(よこがまち)、縦框(たてがまち)、横中棧(よこなかざん)、縦中棧(たてなかざん)	(エ) 枠組壁体(わくぐみへきたい)	上枠(うわく)、堅枠(たてわく)、下枠(したわく)、合板(面材)	(オ) その他	筋遣(すじかい)、方杖(ほうづえ)、胴差(どうさし)		
種 別	内 容														
(ア) 土台	側土台(がわどだい)、間仕切土台(まじきりどだい)、火打土台(ひうちどだい)														
(イ) 柱	通柱(とおししら)、管柱(くだししら)														
(ウ) 木製パネル	横框(よこがまち)、縦框(たてがまち)、横中棧(よこなかざん)、縦中棧(たてなかざん)														
(エ) 枠組壁体(わくぐみへきたい)	上枠(うわく)、堅枠(たてわく)、下枠(したわく)、合板(面材)														
(オ) その他	筋遣(すじかい)、方杖(ほうづえ)、胴差(どうさし)														
(5) 内 壁	<p>間仕切壁(まじきりかべ)の両面、外周内壁(がいしゅうないへき)の壁面仕上(へきめんしあげ)部分とその取付下地(とりつけしたじ)部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容												
種 別	内 容														

	(7) 真壁(しんかべ)構造	貫(ぬき)の二分の一、小舞(こまい)の二分の一、壁仕上(かべしあげ)材料(粘土、砂、漆喰(しつくい)、その他各種板材(かくしゆいたざい)等)
	(イ) 大壁(おおかべ)構造	間柱(まばしら)の二分の一、胴縁(どうぶち)、木摺(きずり)、防水下地(したじ)、ラス、壁仕上(かべしあげ)材料(クロス、漆喰(しつくい)、その他各種板材(かくしゆいたざい)等)
(6) 天 井	天井面の仕上(しあげ)部分とその取付下地(とりつけしたじ)部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。 釣木受(つりぎうけ)、釣木(つりぎ)、回縁(まわりぶち)、竿縁(さおぶち)、野縁(のぶち)、格縁(こうぶち)、天井板、塗装	
(7) 床	土間床(どまゆか)、転 床(ころばしゆか)、東立床(つかたてゆか)及び階上 床(かいじょうゆか)をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。	
	種 別	内 容
	(7) 土間床(どまゆか)	地盤面に直接割栗石(ちよくせつわりいし)等を敷いてつき固め、その上にコンクリートを打つてモルタル仕上、タイル仕上などを施したものを。
	(イ) 転 床(ころばしゆか)	玉石又はコンクリート叩きの上に根太(ねだ)を置き渡し、その上に直接床板を張つたものを。
	(ウ) 東立床(つかたてゆか)	東石(つかいし)、床束(ゆかづか)、根掘 貫(ね がらみぬき)、大引(おおびき)、大引受(おおびきうけ)、根太(ねだ)、足固(あしがため)、床板、床面仕上材料(畳、板張等)
	(エ) 階上床(かいじょうゆか)	梁(はり)、台輪(だいゆ)、火打(ひうち)、方杖(ほうづえ)、根太(ねだ)、床板、床面仕上材料(畳、板張等)
(8) 建 具	窓、出入口等建物の開口部に建て込まれる襖(ふすま)、障子(しょうじ)、扉、サッシ、雨戸、出入口戸及び枠等をいう。	
(9) 建築設備	電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備等家屋に附属して家屋の機能を発揮するための設備をいう。	
(10) 仮設工事	敷地の仮囲(かりがこい)、水盛(みずもり)、遣方(やりかた)、足場等の建物の建築に必要な準備工事又は工事中の保安のための工事をいう。	
(11) その他工事	(1)から(10)までのいずれの部分にも含まれない部分をいい、樋(とい)、階段及び床間(とこま)等がこれに含まれる。	

#### 4 評点項目及び標準評点数

- (1) 「評点項目」は、木造家屋の構造に応じ、木造家屋評点基準表の各部分ごとに一般に使用されている資材の種別及び品等、施工の態様等の区分によって標準評点数を付設するための項目として設けられているものであり、「標準評点数」は、評点項目の区分に従い、「標準量」(標準的な木造家屋の各部分別の単位当たり施工量をいう。)に対する工事費を基礎として算出した評点数である。再建築費評点数の付設に当たっては、木造家屋の各部分を調査し、各部分の使用資材の種別、品等、施工の態様等に応じ、該当する評点項目について定められている標準評点数を定めるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)
- (2) 標準評点数は、基準年度の賦課期日の属する年の2年前の7月現在の東京都(特別区の区域)における物価水準により算定した工事原価に相当する費用に基づいて、その費用の1円を一点として表しているものである。(一部削除:昭47.12告示304号、一部改正:平11.05告示132号、一部改正:平23.06告示230号)
- (3) 各部分別の標準評点数を求める場合において一の部分に二以上の評点項目に該当する工事が施工されているときは、当該各評点項目に該当する工事の施工量の当該部分の工事の施工量に占める割合によって平均標準評点数を求めるものとする。  
平均標準評点数を求める算式例は、次のとおりである。

##### [算式例]

一の部分に a、b 及び c 三種の評点項目に該当する工事が施工されているときは、a、b 及び c それぞれの標準評点数に、a、b 及び c それぞれの工事の施工量の当該部分の工事の施工量に占める割合を乗じて求めた数値を合計して平均標準評点数を求めるものとする。

a の標準評点数 × a が当該部分に占める割合 = A

b の標準評点数 × b が当該部分に占める割合 = B

c の標準評点数 × c が当該部分に占める割合 = C

当該部分の平均標準評点数 = A + B + C

#### 5 補正項目及び補正係数

- (1) 木造家屋の各部分の工事の施工量等が「補正項目及び補正係数」の欄の「標準」欄に定められている工事の施工量等と相違する場合においては、当該補正項目について定められている当該補正係数によって標準評点数を補正するものとする。この場合において、補正項目について定められている補正係数の限度内において処理することができないものについては、その実情に応じ補正を必要とする範囲内において、その限度を超えて補正係数を決定するものとする。
- (2) 一の部分に該当する補正項目が二以上ある場合の補正係数は、その該当する補正係数を連乗したものによるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

#### 6 再建築費評点数

再建築費評点数は、各部分別の標準評点数に当該部分の補正係数を乗じて得た数値に、その計算単位の数値を乗じて求めた各部分別の再建築費評点数を合計して求めるものとする。

第3節 非木造家屋

一 略

二 部分別による再建築費評点数の算出方法 (一部改正:平10.03告示87号)

非木造家屋の再建築費評点数は、当該非木造家屋の構造の区分に応じ、当該非木造家屋について適用すべき非木造家屋評点基準表によつて求めるものとする。

非木造家屋評点基準表によつて非木造家屋の再建築費評点数を求める場合においては、各個の非木造家屋の構造の区分に応じ、当該非木造家屋について適用すべき非木造家屋評点基準表によつて当該非木造家屋の各部分別に標準評点数を求め、これに補正項目について定められている補正係数を乗じて得た数値に計算単位の数値を乗じて算出した部分別再建築費評点数を合計して求めるものとする。

部分別による再建築費評点数の算出方法によつて非木造家屋の再建築費評点数を求める場合は、次の「非木造家屋再建築費評点数の算出要領」によつて算出するものとする。(一部改正:平10.03告示87号)

[非木造家屋再建築費評点数の算出要領]

1 非木造家屋評点基準表の適用

非木造家屋評点基準表の適用に当たつては、次によつて、各個の非木造家屋に適用すべき非木造家屋評点基準表を定めるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

- (1) 各個の非木造家屋の構造の相違に応じ、当該非木造家屋について適用すべき非木造家屋評点基準表を定める場合においては、その使用状況のいかんにかかわらず、当該非木造家屋の本来の構造によりその適用すべき非木造家屋評点基準表を定めるものとする。
- (2) 非木造家屋の構造等からみて直ちに適用すべき非木造家屋評点基準表を定めることが困難なものについては、当該非木造家屋の構造等からみて最も類似している建物に係る非木造家屋評点基準表を適用するものとする。(一部改正:平11.05告示132号)
- (3) 一棟(ひとむね)の建物で二以上の異なつた構造を有する部分のある非木造家屋については、当該各部分について、それぞれに対応する非木造家屋評点基準表を適用するものとする。

2 床面積の算定 (一部改正:平11.05告示132号)

各個の非木造家屋の再建築費評点数を付設する場合の計算単位として用いる非木造家屋の床面積は、各階ごとに壁その他区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として算定した床部分(階段室、エレベーター室又はこれらに準ずるものは、各階の床面積に算入するものとし、吹抜の部分は、上階の床部分に算入しないものとする。)の面積によるものとし、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。

3 非木造家屋評点基準表の部分別区分 (全改:平11.05告示132号)

非木造家屋評点基準表の部分別区分の内容は、次のとおりである。

(表一部改正:昭47.12告示304号、表全改:平11.05告示132号、表一部改正:平17.11告示1289号、主体構造部、基礎工事、仮設工事全改:平20.12告示680号、主体構造部全改:平23.11告示493号、その他工事一部改正:平26.06告示217号、建具全改:平26.11告示421号、一部改正(基礎、仮設工事):平29.06告示197号)

部分別	内 容
(1) 主体構造部 (主体構造部の種別)	基礎、柱、梁(はり)、壁体(へきたい)、床版(ゆかばん)、小屋組(こやぐみ)、屋根版(やねばん)、階段等、家屋の主体となる構造部分をいう。 (鉄骨鉄筋コンクリート造) 骨組を鉄骨と鉄筋で組み、その外部に型枠を構成し、これにコンクリートを打ち込んで硬化して構築したもの。 (鉄筋コンクリート造) 骨組を鉄筋で組み、その外部に型枠を構成し、これにコンクリートを打ち込んで硬化して構築したもの。 (鉄骨造) 形鋼(かたこう)と鋼板(こうばん)とを組合せ、ボルト接合又は溶接(ようせつ)によつて構築したもの。 (コンクリートブロック造) コンクリートブロックをモルタルをもつて組積し、鉄筋で補強したもの。
(2) 基礎工事	建物の荷重を支える地下構造部分を築造するための根切(ねぎり)工事、建物による荷重と地盤の状況に応じて施工する杭打地業(くいうちじぎょう)及び割栗地業(わりくりじぎょう)等をいう。 ただし、軽量鉄骨造建物(住宅・アパート用建物)においては、水盛(みづもり)及び遣方(やりかた)を含む。
(3) 外周壁骨組	建物の外周壁(がいゆうへき)の骨組で主体構造部を構成しないものをいう。
(4) 間仕切骨組	内部の各部屋を区画する間仕切の骨組をいう。
(5) 外部仕上	建物の外周壁(がいゆうへき)の仕上部分とその下地部分をいう。
(6) 内部仕上	建物の内周壁(ないゆうへき)の仕上部分とその下地部分をいう。
(7) 床仕上	床の仕上部分とその下地部分をいう。
(8) 天井仕上	天井の仕上部分とその下地部分をいう
(9) 屋根仕上	建物の覆蓋(ふくがい)を構成する屋根部分のうち、主体構造部に含まれる小屋組(こやぐみ)、屋根版(やねばん)等を除いた屋根葺下地(やねぶきしたじ)、仕上部分、防水層等をいう。
(10) 建具	窓、出入口等の建具及びその取付枠(とりつけか)並びにシャッター等をいう。
(11) 特殊設備	劇場及び映画館のステージ、銀行のカウンター、金庫室等の特殊な設備及び階段の手

	摺(すり)等に別に装飾を施したもの等をいう。
(12) 建築設備	電気設備、衛生設備、空調設備、防災設備、運搬設備等家屋に附属して家屋の機能を発揮するための設備をいう。
(13) 仮設工事	敷地の仮囲(かりがけ)、水盛(みずもり)、遣方(やりかた)、足場等の建物の建築に必要な準備工事又は工事中の保安のための工事をいう。 ただし、軽量鉄骨造建物(住宅・アパート用建物)においては、水盛(みずもり)及び遣方(やりかた)を除く。
(14) その他工事	(1)から(13)までのいずれの部分にも含まれない木工事、金属工事等をいう。

#### 4 評点項目及び標準評点数

(1) 「評点項目」は、非木造家屋の構造に応じ、非木造家屋評点基準表の各部分ごとに一般に使用されている資材の種別及び品等、施工の態様等の区分によつて標準評点表を付設するための項目として設けられているものであり、「標準評点数」は、評点項目の区分に従い、「標準量」(標準的な非木造家屋の各部分別の単位当たり施工量をいう。)に対する工事費を基礎として算出した評点数である。再建築費評点数の付設に当たっては、非木造家屋の各部分を調査し、各部分の使用資材の種別、品等、施工の態様等に応じ、該当する評点項目について定められている標準評点数を定めるものとする。

(一部改正:平11.05告示132号)

(2) 標準評点数は、基準年度の賦課期日の属する年の2年前の7月現在の東京都(特別区の区域)における物価水準により算定した工事原価に相当する費用に基づいて、その費用の一元を一点として表しているものである。(一部改正:昭47.12告示304号、一部改正:平11.05告示132号、一部改正:平23.06告示230号)

(3) 各部分別の標準評点数を求める場合において一の部分の二以上の評点項目に該当する工事が施工されているときは、当該各評点項目に該当する工事の施工量の当該部分の工事の施工量に占める割合によつて平均標準評点数を求めるものとする。

平均標準評点数を求める算式例は、次のとおりである。

[算式例]

一の部分に a、b 及び c 三種の評点項目に該当する工事が施工されているときは、a、b 及び c それぞれの標準評点数に、a、b 及び c それぞれの工事の施工量の当該部分の工事の施工量に占める割合を乗じて求めた数値を合計して平均標準評点数を求めるものとする。

a の標準評点数 × a が当該部分に占める割合 = A

b の標準評点数 × b が当該部分に占める割合 = B

c の標準評点数 × c が当該部分に占める割合 = C

当該部分の平均標準評点数 = A + B + C

(4) 各部分別に再建築費評点数を求める場合において、各部分の使用資材等の数量が明確なときは、当該使用資材等に適用されるべき標準評点数に当該数量を乗じて当該部分の再建築費評点数を求めるものとする。この場合において、当該数量を乗じる標準評点数は「単位当たり標準評点数」(別表第12の2)に定める標準評点数とする。なお、「単位当たり標準評点数」について所要の評点項目及び標準評点数がないとき、その他家屋の実態からみて特に必要があるときは、「単位当たり標準評点数」について所要の補正を行い、これを適用することができるものとする。(全改:平11.05告示132号、全改:平12.01告示12号)

#### 5 補正項目及び補正係数

(1) 非木造家屋の各部分の工事の施工量等が「補正項目及び補正係数」欄の「標準」欄に定められている工事の施工量等と相違する場合においては、当該補正項目について定められている当該補正係数によつて標準評点数を補正するものとする。この場合において、補正項目について定められている補正係数の限度内において処理することができないものについては、その実情に応じ補正を必要とする範囲内において、その限度を超えて補正係数を決定するものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

(2) 4(4)の規定に基づき各部分別に再建築費評点数を求める場合は、施工の程度に応ずる必要な補正を行うものとする。(本号追加:平12.01告示12号)

(3) 一の部分に該当する補正項目が二以上ある場合の補正係数は、その該当する補正係数を連乗したものによるものとする。(一号繰下:平12.01告示12号)

#### 6 再建築費評点数

再建築費評点数は、各部分別の標準評点数に当該部分の補正係数を乗じて得た数値に、その計算単位の数値を乗じて求めた各部分別の再建築費評点数を合計して求めるものとする。

三～六 略

### 第4節 経過措置 略

### 第3章 償却資産 【略】

## 別表第1～別表第7の4 略

## 別表第8 木造家屋再建築費評点基準表

### 1 専用住宅用建物

(全改:昭47.12告示304号、全改:昭53.11告示190号、全改:昭56.12告示218号、全改:昭62.12告示191号、全改:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、全改:平08.10告示242号、全改:平11.05告示132号、全改:平14.07告示409号、全改:平23.06告示230号、全改:平26.06告示217号、全改:平29.06告示197号)

※別冊・別表File16 参照

### 2 専用住宅用建物以外の建物

(全改:昭47.12告示304号、全改:昭53.11告示190号、全改:昭56.12告示218号、全改:昭62.12告示191号、全改:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、全改:平08.10告示242号、全改:平11.05告示132号、全改:平14.07告示409号、全改:平23.06告示230号、全改:平26.06告示217号、全改:平29.06告示197号)

告示136号、全改:平08.10告示242号、全改:平11.05告示132号、全改:平17.08告示886号、全改:平23.06告示230号、全改:平26.06告示217号、全改:平29.06告示197号)

- (1) 共同住宅及び寄宿舎用建物
- (2) 併用住宅用建物
- (3) ホテル、団体旅館及び簡易旅館用建物
- (4) 普通旅館及び料亭用建物
- (5) 事務所及び銀行用建物
- (6) 店舗用建物
- (7) 劇場用建物
- (8) 病院用建物
- (9) 工場・倉庫用建物
- (10) 附属家用建物
- (11) 簡易附属家用建物
- (12) 土蔵用建物

※別冊・別表File16 参照

別表第9～別表第11 (略)

別表第12 非木造家屋再建築費評点基準表

1 事務所、店舗、百貨店用建物

(全改:昭47.12告示304号、全改:昭53.11告示190号、全改:昭56.12告示218号、全改:昭62.12告示191号、全改:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、全改:平08.10告示242号、全改:平11.05告示132号、全改:平14.07告示409号、全改:平23.06告示230号、全改:平26.06告示217号、全改:平29.06告示197号)

※別冊・別表File16 参照

2 事務所、店舗、百貨店用建物以外の建物

(全改:昭47.12告示304号、全改:昭53.11告示190号、全改:昭56.12告示218号、全改:昭62.12告示191号、全改:平05.11告示136号、全改:平08.10告示242号、全改:平11.05告示132号、全改:平17.08告示886号、全改:平23.06告示230号、全改:平26.06告示217号、全改:平29.06告示197号)

- (1) 住宅、アパート用建物
- (2) 病院、ホテル用建物
- (3) 劇場、娯楽場用等のホール型建物
- (4) 工場、倉庫、市場用建物
- (5) 住宅用コンクリートブロック造建物
- (6) 軽量鉄骨造建物
  - ア 住宅・アパート用建物
  - イ 工場、倉庫、市場用建物
  - ウ 事務所、店舗、百貨店等建物

※別冊・別表File16 参照

別表第12の2 単位当たり標準評点数

(本表追加:平11.05告示132号、全改:平14.07告示409号、全改:平17.03告示295号、全改:平23.06告示230号、全改:平26.06告示217号、全改:平29.06告示197号)

1 主体構造部等

評点項目		標準評点数	
鉄骨 (1トン当たり)		190,830	
鉄骨 (1トン当たり) (耐火被覆がなされているもの)		213,050	
鉄骨 (1トン当たり) (錆止め塗装がなされているもの)		207,000	
鉄骨 (1トン当たり) (亜鉛めっき加工がなされているもの)		250,830	
鉄骨 (1トン当たり) (耐火被覆及び錆止め塗装がなされているもの)		229,220	
鉄筋 (1トン当たり)	上	221,600	
	中	155,300	
	並	111,050	
コンクリート (鉄筋) (1立方メートル当たり)	上	54,200	
	中	44,060	
	並	39,630	
コンクリート (無筋) (1立方メートル当たり)		16,640	
軽量コンクリート (鉄筋) (1立方メートル当たり)		47,730	
軽量鉄骨 (1トン当たり)		235,330	
軽量鉄骨 (1トン当たり) (亜鉛めっき加工がなされているもの)		304,330	
コンクリートブロック造 (1.0平方メートル当たり)		12,550	
プレキャストコンクリート造 (1.0平方メートル当たり)		89,320	
コンクリート (屋根・床構造用) (1立方メートル当たり)		16,940	
溶接金網 (1.0平方メートル当たり)		670	
屋根構造 (1.0平方メートル当たり)	鉄筋コンクリート造 (工場・倉庫・市場用)	8,300	
	鉄筋コンクリート造 (その他)	8,190	
	気泡コンクリート板	150 mm厚	8,950
		125 mm厚	7,690
		100 mm厚	6,560
	プレキャストコンクリート板	75 mm厚	5,840
		100 mm厚	12,090
	40 mm厚 (リップ付)		8,310
		1.6 mm厚	4,130
	デッキプレート	1.2 mm厚	3,570
	フラットデッキ	1.0 mm厚	3,280
		1.2 mm厚	4,750
	0.8 mm厚	3,650	
	コンクリート打	デッキプレート (捨型枠のもの)	1.6 mm厚 4,130
			1.2 mm厚 3,570
		1.0 mm厚 3,280	
鉄筋コンクリート打	フラットデッキ	1.2 mm厚 8,300	
	(捨型枠のもの)	0.8 mm厚 7,200	
勾配屋根	鉄骨造	4,340	
	軽量鉄骨造	2,870	

評点項目		標準評点数	
間仕切骨組 (1.0平方メートル当たり)	鉄筋コンクリート造	120 mm厚	13,460
		150 mm厚	10,290
		125 mm厚	8,880
	気泡コンクリート板	100 mm厚	7,670
		75 mm厚	6,740
		50 mm厚	4,610
	プレキャストコンクリート板	100 mm厚	11,820
		40 mm厚 (リップ付)	8,040
		押出成型セメント板	60 mm厚 9,830
		50 mm厚 9,130	
石膏ボード間仕切	上	9,940	
	並	7,680	
化粧コンクリートブロック積み	190 mm厚	13,560	
	120 mm厚	9,430	
	木製パネル	断熱材あり 3,030	
	断熱材なし 2,940		

2 外部仕上 (1.0m<sup>2</sup>当たり)

評点項目		標準評点数
石材系仕上	特	47,570
	上	33,690
	中	23,690
	並	16,640
モルタル		3,060
コンクリート打放	上	4,830
	並	3,940
外装タイル	二丁掛	8,500
	モザイクタイル	4,360
鋼板	亜鉛めっき鋼板	4,250
	塗装亜鉛めっき鋼板	平板 5,290
		波板 3,420
	ほうろう鋼板	32,070
	塩化ビニル樹脂被覆鋼板	10,220
プリント鋼板	8,520	
ステンレス板		33,470
アルミニウム板		15,920
金属複合板		9,970
繊維強化セメント板	スレートボード	4,080
	化粧スレートボード	5,940

床構造 (1.0平方メートル当たり)	木造		6,580	
	鉄筋コンクリート造 (工場・倉庫・市場用)		7,050	
	鉄筋コンクリート造 (その他)		6,940	
	束立床		2,190	
	気泡コンクリート板	150 mm厚		9,000
		125 mm厚		7,780
		100 mm厚		6,660
		75 mm厚		5,960
	プレキャストコンクリート板	100 mm厚		12,020
		40 mm厚 (リブ付)		8,310
	デッキプレート	1.6 mm厚		4,130
		1.2 mm厚		3,570
		1.0 mm厚		3,280
	フラットデッキ	1.2 mm厚		4,750
		0.8 mm厚		3,650
コンクリート打	デッキプレート (捨型枠のもの)	1.6 mm厚	6,670	
		1.2 mm厚	6,120	
		1.0 mm厚	5,830	
	フラットデッキ (捨型枠のもの)	1.2 mm厚	8,300	
		0.8 mm厚	7,200	
土間コンクリート打			3,330	
外周壁骨組 (1.0平方メートル当たり)	木造	90 mm厚	2,900	
	コンクリートブロック造	150 mm厚	6,780	
		100 mm厚	4,860	
	鉄骨造	100 mm厚	2,390	
		100 mm厚 (現場組のもの)	2,320	
	軽量鉄骨造	65 mm厚 (既製のもの)	1,360	
		鉄筋コンクリート造	120 mm厚	13,450
	気泡コンクリート板	150 mm厚	10,290	
		125 mm厚	8,880	
		100 mm厚	7,670	
		75 mm厚	6,740	
		50 mm厚	4,610	
		プレキャストコンクリート板	100 mm厚	11,820
		40 mm厚 (リブ付)	8,040	
	押出成型セメント板	60 mm厚	9,830	
	50 mm厚	9,130		
化粧コンクリートブロック積み	190 mm厚	13,560		
	120 mm厚	9,430		
木製パネル	断熱材あり	4,260		
	断熱材なし	2,980		
間仕切骨組 (1.0平方メートル当たり)	木造	90 mm厚	2,990	
	コンクリートブロック造	150 mm厚	6,780	
		100 mm厚	4,860	
	鉄骨造	100 mm厚	2,390	
		100 mm厚 (現場組のもの)	2,320	
軽量鉄骨造	65 mm厚 (既製のもの)	1,360		

硬質木片セメント板	スレート波板		3,310
	塩化ビニル		5,240
	アクリル		2,190
合成樹脂板	ポリカーボネート		3,690
			7,880
サイディング			5,170
カーテンウォール	金属製	ステンレス製パネル形式のもの	37,600
		アルミニウム製立方形のもの	21,890
	P C製	形状が複雑なサッシ組み込みのもの	52,610
		フラットなサッシ組み込みのもの	31,850
		フラットなパネルのもの	14,070
結晶化ガラス			31,820
膜材料	上		7,260
	並		4,700

### 3 内部仕上 (1.0m<sup>2</sup>当たり)

評点項目		標準評点数
石材系仕上	特	39,050
	上	27,810
	中	19,580
	並	14,290
モルタル		2,920
塗り壁		4,940
コンクリート打放	上	4,830
	並	3,940
外装タイル	中	6,870
	小	5,480
		4,620
鋼板	亜鉛めっき鋼板	4,900
	塗装亜鉛めっき鋼板	31,600
	ほうろう鋼板	9,760
	塩化ビニル樹脂被覆鋼板	8,050
	プリント鋼板	33,010
ステンレス板		15,450
アルミニウム板	平板	11,580
	吸音版	9,620
金属複合板		3,610
繊維強化セメント板	スレートボード	2,940
	珪酸スレート版	4,690
	化粧珪酸スレート版	4,390
合成樹脂板	塩化ビニル	5,880
	アクリル	10,070
	ポリカーボネート	3,090
繊維版		2,310
木毛セメント板	普通板	2,740
	化粧板	4,780
硬質木片セメント板		1,900
石膏ボード	普通板	1,710
	G L工法	6,750
木質系壁仕上	上	4,670
	中	2,060
	並	

評点項目		標準評点数
鉛石膏ボード	2 mm厚	21,630
	1 mm厚	13,860
クロス貼	上	7,890
	中	3,990
	並	2,580
結晶化ガラス		32,180
サイディング		4,590

### 4 床仕上 (1.0m<sup>2</sup>当たり)

評点項目		標準評点数	
石材系仕上	特	41,660	
	上	29,160	
	中	20,320	
	並	14,440	
モルタル		1,390	
コンクリート直仕上		450	
合成樹脂塗床	エポキシ	3,370	
	ポリウレタン	2,730	
タイル	大	9,800	
	中	8,210	
	小	6,790	
コルクタイル		9,310	
エキスパンドメタル		5,810	
織鋼板	6.0 mm厚	7,470	
	4.5 mm厚	6,530	
	3.2 mm厚	5,740	
畳	上	10,810	
	並	8,440	
カーペット	上	7,500	
	並	2,800	
れんが	平敷	7,740	
	アルミ系	上	30,590
フリーアクセス床		並	23,990
	鋼製系	上	13,320
		並	10,920
	樹脂製系		9,720
			3,450
木質系仕上	上	8,700	
	中	6,850	
	並	4,570	

### 6 屋根仕上 (1.0m<sup>2</sup>当たり)

評点項目		標準評点数	
アスファルト防水	コンクリート保護	6,350	
ルフト防水	露出防水	5,270	
シート防水		4,500	
塗膜防水		3,900	
モルタル防水		2,180	
F R P防水		10,280	
金属版防水		8,050	
天然スレート		9,190	
瓦	上	9,960	
	中	8,960	
	並	6,830	
鋼板	亜鉛めっき鋼板	平板	5,970
		折板	2,660
	塗装亜鉛めっき鋼板	平板	6,310
		折板	3,030
	フッ素樹脂鋼板	平板	8,360
	折板	5,000	
銅版	平板	17,980	
アルミニウム板	平板	6,590	
	折板	5,850	
	ステンレス板	平板	7,340
	折板	7,220	
金属複合板		12,870	
ガラス板	アロート板ガラス	5 mm厚	3,880
	網入板ガラス(磨き板)	6.8 mm厚	7,110
	網入波型ガラス 6mm厚	鋼製特殊金物止	13,710
繊維強化セメント板	スレート波板		3,300
	化粧スレートボード		7,420
合成樹脂板	塩化ビニル		2,540
	アクリル		5,750
	ポリカーボネート		9,950
アスファルトシングル		5,040	
膜材料	上	7,610	
	並	5,050	

### 7 建具 (1.0m<sup>2</sup>当たり)

評点項目		標準評点数
引き	枠見込100 mm	23,570
	枠見込 70 mm	15,400

鉛合板	2 mm厚	24,130
	1 mm厚	15,770
着色コンクリート床		1,310
合成樹脂張床	特	10,330
	上	5,240
	中並	2,890
	並	1,780

### 5 天井仕上 (1.0m<sup>2</sup>当たり)

評点項目		標準評点数
木質系天井仕上	特	9,170
	上	5,050
	中	3,570
	並	1,970
繊維板		2,680
木毛セメント板		2,120
木毛セメント板コンクリート打込		1,360
石膏ボード	普通板	1,710
	吸音板	2,220
鉛石膏ボード	2 mm厚	21,480
	1 mm厚	13,700
合成樹脂板	塩化ビニル	4,330
	アクリル	5,830
	ポリカーボネート	10,020
繊維強化セメント板	スレートボード	3,310
	珪酸カルシウム板	2,580
ガラス繊維板	吸音板	4,560
岩綿板	塗装吸音板	5,000
	並	3,170
発泡合成樹脂		1,230
クロス貼	上	7,860
	中	3,840
	並	2,450
アルミニウム板	平板	15,640
	吸音板	11,420
鋼板	塗装亜鉛めっき鋼板	3,810
	ほうろう鋼板	31,570
	塩化ビニル樹脂被覆鋼板	9,730
	プリント鋼板	8,030
ステンレス板		32,980
モルタル		3,680
塗り天井		5,580
光天井	アルミダイカスト	56,680
	アクリル系	20,510
	塩化ビニル系	16,910
コンクリート打放	上	4,830
	並	3,940
塩化ビニル成型浴室天井材		5,560

サッシ	固定	枠見込100 mm	19,280	
		枠見込 70 mm	13,240	
	その他	枠見込100 mm	32,450	
		枠見込 70 mm	20,490	
扉	木製	特	38,070	
		上	32,990	
		中	27,530	
		並	20,030	
	アルミニウム製	上	41,290	
		中並	30,950	
	並	24,580		
	鋼製防火扉	47,280		
	鋼製軽量扉	21,040		
	放射線防護ドア	169,450		
玄関戸	上	96,640		
	中	95,490		
	並	78,110		
強化ガラスドア		81,100		
ふすま	上	22,290		
	並	11,900		
障子	上	29,240		
	並	12,700		
網戸	ステンレス網	4,570		
	合成樹脂製	3,750		
雨戸・シャッター	上	37,740		
	中	21,260		
	並	12,820		
	特	30,620		
ルーバー・面格子	上	22,400		
	中	15,720		
	並	9,810		
シャッター	軽量シャッター	14,380		
	重量シャッター	28,460		
	グリルシャッター	20,230		
	ホールディングゲート	24,530		
	オーバーヘッドドア	23,680		
アコーディオンドア(アルミ縁のもの)		19,140		
シートシャッター		95,730		
スライディングウォール	特	148,110		
	上	60,440		
	中	36,990		
	並	11,900		
ガラスブロック	透明115×115×95 (mm)	54,790		
	透明145×145×95 (mm)	42,450		
	透明190×190×95 (mm)	34,460		
	色物145×145×95 (mm)	49,170		
	6 mm厚	2,200		
ガラス	フロート板ガラス	透明	5 mm厚	1,630
			3 mm厚	1,120
	型板ガラス		4 mm厚	1,260
			型板	6.8 mm厚

評点項目		標準評点数		
ガラス	網入板ガラス	磨き板	10 mm厚	9,610
			6.8 mm厚	4,860
	熱線吸収ガラス	フロート板	8 mm厚	5,420
			6 mm厚	3,150
	合わせガラス	フロート板	5mm+5mm厚	8,600
			3mm+3mm厚	4,640
		熱線吸収板	3mm+5mm厚	8,380
			3mm+3mm厚	6,200
	強化ガラス	フロート板	10 mm厚	9,090
			6 mm厚	5,060
		熱線吸収板	8 mm厚	12,080
			6 mm厚	6,080
	複層ガラス	フロート板 + フロート板	18 mm厚	7,660
			16 mm厚	5,990
			12 mm厚	4,270
		フロート板 + 網入磨き板	18.8 mm厚	12,000
			17.8 mm厚	11,400
		フロート板 + 熱線吸収板	16 mm厚	8,290
			18 mm厚	10,300
	熱線反射ガラス	16 mm厚	8,550	
10 mm厚		8,230		
スタンドグラス	形、リブとも普通のもの	144,300		
鉛ガラス	鉛当量 3.0 mm厚 Pb	929,910		
	鉛当量 2.0 mm厚 Pb	630,160		
	鉛当量 1.5 mm厚 Pb	464,220		

### 8 加算評点項目

#### (1) 表面仕上 (1.0m<sup>2</sup>当たり)

評点項目		標準評点数	
塗装・吹付	外装仕上	上	1,730
		並	960
	内装仕上	上	1,700
		並	790

#### (2) 下地等 (1.0m<sup>2</sup>当たり)

評点項目		標準評点数
ロックウール吹付		1,880
メタルラス下地		680
	上	2,680



断熱材	中	1,280
	並	880

(3) 天窗（1個当たり）

評点項目		標準評点数
天窗	固定式	67,710
	開閉式	142,690

(4) 自動開閉装置（1箇所当たり）

評点項目		標準評点数
自動開閉装置	引分	410,300
	片引	354,300
シャッター開閉装置	手動	83,140
	電動	171,580
	電動(煙感知器連動型)	204,930

(5) 免震装置（1基当たり）

評点項目		標準評点数
免震装置		3,430,200

別表第13～別表第14 略

別表第15 耐用年数に応ずる減価率表 (略:償却資産関係)

別表第16 物価の変動に応ずる補正倍数表 (略:償却資産関係)

参考：告示

○固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続の一部を改正する件  
(平成29年06月16日 総務省告示第197号)

総務省第百九十七号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十八条第一項の規定に基づき、昭和三十八年自治省告示第百五十八号（固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続を定める件）の一部を次のように改正し、平成三十年度分の固定資産税から適用する。

平成二十九年六月十六日

総務大臣 山本 早苗

第2章第2節23の表(2)の項を次のように改める。

(2) 基礎	建物を支える建物の基脚(きかく)部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 準備工事</td> <td>根切(ねぎり)</td> </tr> <tr> <td>(イ) 地業工事(じぎょうこうじ)</td> <td>砂利地業(じりじぎょう)、割栗地業(わりりじぎょう)</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 基礎工事</td> <td>鉄筋コンクリート等で築造する基礎本体部分</td> </tr> </tbody> </table>	種別	内容	(ア) 準備工事	根切(ねぎり)	(イ) 地業工事(じぎょうこうじ)	砂利地業(じりじぎょう)、割栗地業(わりりじぎょう)	(ウ) 基礎工事	鉄筋コンクリート等で築造する基礎本体部分
種別	内容								
(ア) 準備工事	根切(ねぎり)								
(イ) 地業工事(じぎょうこうじ)	砂利地業(じりじぎょう)、割栗地業(わりりじぎょう)								
(ウ) 基礎工事	鉄筋コンクリート等で築造する基礎本体部分								

第2章第2節23の表(10)の項を次のように改める。

(10) 仮設工事	敷地の仮囲(かかきり)、水盛(みずもり)、遣方(やりかた)、足場等の建物の建築に必要な準備工事又は工事中の保安のための工事をいう。
-----------	---

第2章第3節23の表(2)の項を次のように改める。

(2) 基礎工事	建物の荷重を支える地下構造部分を築造するための根切(ねぎり)工事、建物による荷重と地盤の状況に応じて施工する杭打地業(かうちじぎょう)及び割栗地業(わりりじぎょう)等をいう。
----------	---

第2章第3節23の表(13)の項を次のように改める。

(13) 仮設工事	敷地の仮囲(かかきり)、水盛(みずもり)、遣方(やりかた)、足場等の建物の建築に必要な準備工事又は工事中の保安のための工事をいう。
-----------	---

別表第8を次のように改める。

【本稿においては木造家屋再建築費評点基準表を省略】

別表第12を次のように改める。

【本稿においては非木造家屋再建築費評点基準表を省略】

別表第12の2を次のように改める。

※略:上記評価基準と同じ。